

令和6年自転車指導啓発重点地区

【座間警察署】



この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。



この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。

相模が丘地区

【選定理由】

- ・ 県道50号、51号が通っており、商業施設や住宅が混在する地域で、通勤、通学、買物等での自転車利用者が多く、**並進走行や踏切遮断中に進行する自転車**も多い。
- ・ **自転車関連事故**が他の地区と比較して**一番多い**。(令和5年中17件)

ひばりが丘地区

【選定理由】

- ・ 地形が平坦であることから、自転車利用者が多い。
- ・ 狭路が多く、見通しの悪い住宅地内での事故も多発。
- ・ **自転車関連事故**が**増加傾向**である。(令和5年中15件)

重点地区で、よく見られる自転車利用者の違反形態

- 2台以上横に並んで走行
- 携帯電話を使用しながらの運転
- 一時不停止
- 遮断踏切立入り



★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！ ★

- 1 **並進走行の禁止！**
交通量の少ない道路においても、「並進可」の標識があるところ以外、並進走行はできません。道路の中央寄り进行することになり大変危険です。
- 2 **ながら運転は危険！**
片手運転になったり、**周りの危険を発見することができず**、重大な交通事故につながる危険な行為です。絶対にやめましょう！
- 3 **「止まれ」では確実に一時停止を！**
一時停止場所や見通しの悪い交差点では必ず一時停止しましょう。踏切でも自転車は一時停止です。警報機がなかったら絶対に横断しないようにしましょう。
- 4 **ヘルメットをかぶりましょう！**
令和5年4月1日から、自転車に乗る際のヘルメット着用が努力義務化されました。自分の命を守るためにも、必ず着用しましょう。